

徳島市上下水道局売買等郵便入札心得

(目的)

第1条 この心得は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が発注する売買、貸借、請負その他の契約に係る指名競争入札手続を郵便により行う入札（以下「郵便入札」という。）を適正に執行するため、徳島市上下水道局契約規程(昭和42年徳島市水道局管理規程第21号)、契約約款及びその他の法令等に定めるもののほか、入札に関する入札者（入札に参加する法人又は個人をいう。以下同じ。）の遵守事項等を定めることを目的とする。

(入札に際しての留意事項)

第2条 入札者は、仕様書、設計書、図面その他当該郵便入札に関する書類及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。局が現場説明会等の事前説明を行う場合は、現場説明等その他当該郵便入札に係る事前説明を受けていない者は、当該郵便入札に参加することができない。

2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等法令に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札書及び委任状は、局所定の様式（局ホームページのPDF形式から印刷したものを含む。）又は局所定の様式を複製したものを使用しなければならない。

4 入札書は、所要事項を記載の上、入札者の記名押印（入札書に係る押印は、あらかじめ使用印として局に届け出ている場合はその印判に限る。以下同じ。）をし、開札日、件名、入札者の主たる営業所の所在地及びその会社名を記載した局指定の入札書郵送用指定封筒に入れ郵送するものとする。

5 入札書記載日付は、当該郵便入札の開札日とする。

6 入札書記載金額は、特に徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）から指示がある場合を除き、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

7 入札書を郵送した後は、その引換え、変更又は取消しはできない。

8 入札の結果、落札者がいなかったときは、再度の入札を実施することとし、応札者に対して再度の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書提出期限及び入札日時を記載したものを入札書郵送用指定封筒とあわせて郵送する。再入札の結果、落札者がいなかったときは入札の打ち切り又は予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。

9 入札書の記名は、代理人が郵便入札する場合においても、次の例によるものとする。ただし、年間受任者を選任している場合は、住所、氏名及び代表者名は年間受任者のものを記入する。

住 所（主たる営業所の所在地）

氏 名（名称又は商号）

代表者名（氏名）

印

10 代理人が開札に立会う場合は、当該開札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札書を郵送する前までは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式1）を管理者に提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札は局の都合により取りやめることがある。

（入札が無効になる事項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札
- (2) 入札件名を表示せず、若しくはその記載が不明瞭であり、又は一定の数字をもって価格を表示していない入札
- (3) 同一の入札において同一人がした2以上の入札
- (4) 同一の入札において他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 同一の入札において入札者及びその使用人が他の入札者の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札及び入札年月日を誤り又は記載のない入札
- (8) 入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（開札の規律）

第6条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する者の開札場外に退去させることができる。

- (1) 入札者以外の者
- (2) 開札開始時刻に遅刻した入札者
- (3) 入札執行係員の指示に従わない入札者

（契約書等の提出）

第7条 落札者は、局所定の契約書2部に記名押印し、落札決定の日から14日以内に入札執行担当課に提出し契約を締結しなければならない。ただし、管理者の承諾を得て、この期日を伸縮することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しない場合は、管理者は、その者の落札決定を取り消すことができる。

第2条の2第2項様式
様式1（用紙はA4判）

入 札 辞 退 届

- 1 件 名
- 2 入札年月日

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

徳島市上下水道事業管理者 殿

附 則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。